

千代田区公共施設等総合管理方針改定に向けた庁内検討会設置要綱

令和5年8月16日5千政施経発第236号

(設置)

第1条 千代田区公共施設等総合管理方針の改定に当たり、当該方針の対象となる区有施設及び都市基盤施設に関する課題等を把握し、組織横断的な検討を行うため、これらの施設管理部署等で構成する「千代田区公共施設等総合管理方針改定に向けた庁内検討会」(以下「庁内検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等総合管理方針に関すること。
- (2) 公共施設等総合管理方針に基づく長寿命化計画(個別施設計画)に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁内検討会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 庁内検討会の会長、副会長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、庁内検討会を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者を庁内検討会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内検討会の庶務は、政策経営部施設経営課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職	職 名
会 長	政策経営部財産管理担当部長
副会長	政策経営部区有施設担当課長
委 員	子ども部子ども施設課長
	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長
	環境まちづくり部道路公園課長
	環境まちづくり部景観・都市計画課長
	環境まちづくり部ウォークアブル推進担当課長
	環境まちづくり部住宅課長
	政策経営部企画課長
	政策経営部財政課長
	政策経営部デジタル政策課長
	政策経営部施設経営課長